

地域・中小企業研究所 ニュース&トピックス No. 2022-125 (2023.3.15)

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 TEL. 03-5202-7671 FAX. 03-3278-7048 URL https://www.scbri.jp e-mail: s1000790@FaceToFace.ne.jp

わが国におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの導入に向けて

藁品 和寿

ポイント

- サステナブルファイナンス・タクソノミーは、「ある経済活動が環境面や社会面において持続可能であるかについての投資家の理解を促し、脱炭素化された包摂的な経済への移行を促すことを目的とした分類システム」である。すなわち、サステナブルファイナンスを巡って、投資家、発行体、プロジェクト推進者、政策立案者の間での"共通言語"としての役割が期待されている。
- ➤ 国際連合・責任投資原則 (PRI) が 2023 年 3 月 8 日に公表した調査レポート「日本における サステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」では、わが国におけるサステナブルファイ ナンス・タクソノミーの開発に対する社会的要請が高いことが示されている。
- ► EUをはじめ一部の国々でサステナブルファイナンス・タクソノミーの開発が進む中、わが国では、既存のツールを可能な限り活用することにより当局の負担を軽減する等、実務面にも配慮しながら、開発・導入を進めていくことが求められているといえよう。

1. 求められる「サステナブルファイナンス・タクソノミー」

国際連合・責任投資原則(PRI: Principles for Responsible Investment)は、2023年3月8日に、調査レポート「日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」(英語版・日本語版)を公表した 1 。本調査は、CSRデザイン環境投資顧問(株)と共同で実施された。なお、サステナブルファイナンス・タクソノミーは、「ある経済活動が環境面や社会面において持続可能であるかについての投資家の理解を促し、脱炭素化された包摂的な経済への移行を促すことを目的とした分類システム」である 2 。すなわち、サステナブルファイナンスを巡って、投資家、発行体、プロジェクト推進者、政策立案者の間での"共通言語"としての役割が期待されている。

わが国では、サステナブルファイナンスのツールやイニシアティブは導入されているものの³、これらが包括的なサステナブルファイナンス・タクソノミーとはなっていない。そのため、わが国の市場を投資対象とする投資家が、関連情報を十分に入手できているかという点には疑問が残る。こうした問題意識の下、本レポートは、PRI署名機関へのアンケート調査および関係省庁への取材等を基にとりまとめられており、以下では、これらの概要を紹介する。

¹ PRI ホームページ(https://www.unpri.org/japan-policy/does-japan-need-a-sustainable-finance-taxonomy-results-from-an-investor-survey-and-stakeholder-interviews/11243.article)を参照。

² グローバルでのサステナブルファイナンス・タクソノミーをみると、一般的には4つの要素が含まれている。具体的には、「環境目的(タクソノミーが目指すものを定義)」、「経済活動のリスト(適合する経済活動の詳細)」、「パフォーマンス基準(タクソノミーの目的との適合性の判断に用いられる技術的な測定基準)」、「最低限のセーフガード(他の環境・社会目的に重大な害を与えないこと)」が挙げられている。

³「クライメート・イノベーション・ファイナンス戦略 2020」(経済産業省)、「サステナブルファイナンス有識者会議報告書」(金融庁)、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」(経済産業省)、「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ」(経済産業省)、「グリーンボンドガイドライン」(環境省)、「ソーシャルボンドガイドライン」(金融庁)等が策定、公表されている。

2. 調査レポート「日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」の概要

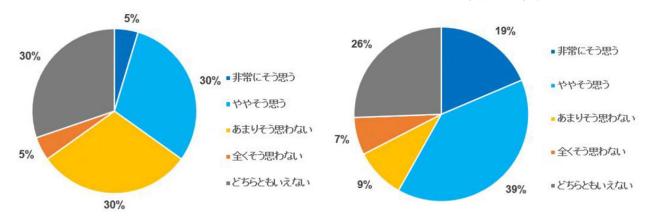
本調査は、2022 年4月に2週間をかけ、日本市場を投資対象とする運用会社等⁴を対象に、オンライン形式で実施された。

主な調査結果をみると、わが国の現行の情報開示の規制や枠組みの評価では、35%の回答者(「非常にそう思う」、「ややそう思う」の回答割合)が、サステナビリティ関連の投資目的の実現を十分にサポートしていると回答した。一方、「あまりそうは思わない」、「どちらともいえない」という回答割合もそれぞれ3割あることから、その評価はまちまちであるといえよう(図表1)。また、経済産業省が公表している「トランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ⁵」の評価でも、気候関連の投資目的を実現するために十分な情報を提供しているかという点について、まちまちの結果となっている。

わが国におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの導入では、58%の回答者が、「サステナビリティに係るコミットメント表明及び成果のモニタリングに関して、より効果的かつ効率的な情報開示が行いやすくなること」や「クライアントや受益者のサステナビリティ選好により対応しやすくなること」等を理由に、その開発を支持している(図表2)。また、67%の回答者が、わが国においてサステナブルファイナンス・タクソノミーが存在しないことは、投資家にとって潜在的リスクであると考えているといった結果も示された。

(図表1)現行の規制及び枠組みについて

(図表2) 日本におけるサステナブルファイナンス・ タクソノミー開発の必要性について



(出所) PRI「日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」p. 11、12

サステナブルファイナンス・タクソノミーに基づく情報開示の義務化では、62%の回答者が、タクソノミーが導入された際には企業によるタクソノミー関連の情報開示を義務化する必要があると回答している(図表3)。

サステナブルファイナンス・タクソノミーの設計と開発では、わが国の市場固有の事情を考慮して開発するべきであるという意見が大半を占めるとともに、金融庁(39%)、経済産業省(29%)、環境省(17%)等が主導することを支持している結果も示されている(図表4)。

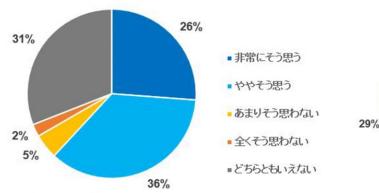
本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

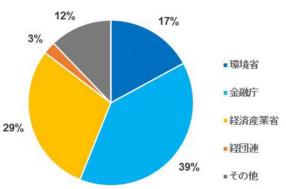
⁴回答合計は43件であり、内訳は、運用会社28社、アセットオーナー9社、サービス・プロバイダー6社であった。

⁵ 詳細は、経済産業省ホームページ(https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/transition_finance.html)を参照。

(図表3) 企業によるタクソノミー関連の 情報開示の義務化について

(図表4) サステナブルファイナンス・タクソノミーの 開発にあたってのリーダーシップについて





(出所) PRI「日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」p. 13、14 以上の調査結果を受けて、本レポートでは、4つの政策提言が示されている。

日本の政策立案者と規制当局は、日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの開発 と導入を検討するための調査を実施する必要がある。

「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」や、経済産業分野別のトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップなどの現行の枠組みを、情報開示の枠組みや、金融や投資家に対する規制・監督と効果的に一体化する必要がある。

金融庁は、日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの開発と導入を検討する上で、 主導的役割を担う必要がある。

日本の政策立案者と規制当局は、各国のタクソノミーや情報開示枠組み間の国際的な調和と相互 運用可能性をサポートする取組みを継続する必要がある。

3. サステナブルファイナンス・タクソノミーの導入に向けて

EUではサステナブルファイナンス・タクソノミーが開発され⁶、それ以外のASEAN⁷、英国⁸ 等で開発済みである。こうしたグローバルな動きを受けて、わが国でも、運用機関等を中心に、個別の経済活動がサステナビリティ目標に適合しているかどうかを分類する包括的なサステナブルファイナンス・タクソノミーへの社会的な要請が高まっている。

一方、調査レポートにあったとおり、当局(環境省、金融庁、経済産業省等)からは、サステナブルファイナンス・タクソノミーの開発・維持を所管する組織に大きな負担が生じることを懸念する声がある。そのため、サステナブルファイナンス・タクソノミーの開発では、既存のツールを可能な限り活用することにより負担を軽減する等、実務面にも配慮することが求められているといえよう。

以 上

<参考文献>

• PRI(2023 年2月)「日本におけるサステナブルファイナンス・タクソノミーの必要性」

本レポートは、情報提供のみを目的とした上記時点における当研究所の意見です。施策実施等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようにお願いします。また、当研究所が信頼できると考える情報源から得た各種データ等に基づいて、この資料は作成されておりますが、その情報の正確性および完全性について当研究所が保証するものではありません。

⁶ 環境省ホームページ(http://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_news_report/210910.html)を参照。

⁷ 環境省ホームページ(https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_news_report/news/220222.html)を参照。

[®]環境省ホームページ(https://greenfinanceportal.env.go.jp/policy_news_report/news/211122.html)を参照。